

(別添3)

消食表第402号
22消安第6388号
平成22年10月29日

都道府県知事 あて

消費者庁次長

農林水産省消費・安全局長

JAS法に基づく指示・公表の指針の運用改善について

日頃から、食品表示の適正化の推進に御尽力いただき感謝します。

国においては、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13第1項及び第2項の規定に基づいて定められた飲食料品の品質表示基準の違反に係る同法第19条の14の指示及び指導並びに公表の指針」（平成21年1月29日農林水産省食品の信頼確保・向上対策推進本部決定。以下「指針」という。）について、下記のとおり運用改善を講ずることとしました。

各都道府県におかれましても、都道府県域業者に対する指示・指導・公表については、本改善に沿った運用が行われますようお願いいたします。

以上、都道府県の自治事務への技術的助言として通知します。

なお、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく都道府県知事の自治事務について、地方自治法第252条の17の2第1項に規定する事務処理特例条例により、市町村が処理することとしている場合には、この旨を当該市町村に通知していただくようお願いいたします。

記

- 1 国においては、JAS法第19条の14第1項の規定に基づく指示等について、

指針に従っているところです。

JAS法に基づく指示等については、全国的統一的な運用を行う観点から、各都道府県におかれても、指針に沿った運用を行われますよう、「JAS法に基づく指示・公表の指針の決定について」（平成21年1月29日付け20消安第10950号農林水産省消費・安全局長通知）を、都道府県の自治事務への技術的助言として通知したところであります。

- 2 指針の中では、指導を行う場合について「品質表示基準違反が常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかであり、かつ、違反事業者が直ちに改善方策を講じている場合は、表示事項を表示するよう、又は遵守事項を遵守するよう指導する。」としています。

他方、常習性がなく過失による一時的なものであることが明らかである等の場合であったとしても、食品表示が商品選択の拠りどころであることを考えれば、事実と異なる表示に基づいて購入した相手に対して、表示が誤りであったことを、違反事業者自ら伝えることは、表示の適正化を図る観点から重要であります。

- 3 ついては、指針に規定されている指導の要件の一つである「直ちに改善方策を講じている場合」の「改善方策」について、「表示の是正（表示の修正・商品の撤去）を行っている」ことに加えて「事実と異なる表示があった旨を、社告、webサイトの掲示、店舗等内の告知等の方法を的確に選択し、速やかに情報提供している」こととして解釈・運用することとしました。

この運用改善については、平成23年1月1日から施行することとしました。